



長運整第 43 号の 3
令和 2 年 4 月 8 日

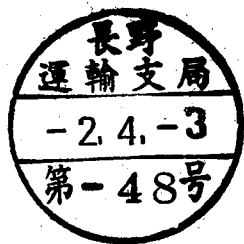
自動車整備事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局長



道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年
国土交通省令第 6 号）の施行に伴う解釈について

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部長から別紙写し（令和 2 年 3 月 30 日
付け北信技整第 200 号）のとおり通知がありましたので了知願います。



北信技整第200号
令和2年3月30日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車技術安全部長

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第6号）の施行に伴う解釈について

標記について、自動車局整備課長から別紙写し（令和2年2月6日付け国自整第277号）のとおり通達があったので了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。



国自整第277号
令和2年2月6日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第6号）の施行に伴う解釈について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっている。

については、「自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」（平成14年7月1日付け国自整第63号）によるほか、下記のとおりとしたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1. 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第6号。以下、「改正省令」という。）附則第4条に規定する「自動車特定整備事業に相当する事業」とは、改正省令第3条第8号に規定する自動車の整備又は改造のほか、同省令附則第4条第1号から第5号までに掲げる区分に応じた、各号それぞれに掲げる自動車の整備又は改造であって、保安基準の適用の有無にかかわらず、同種の装置を含むものとする。

この場合において、改正省令第3条第8号の取扱いについては、「道路運送車両法施行規則第3条「特定整備の定義」の解釈について」（令和2年2月6日付け国自整第275号）を参考にすること。

2. 改正法附則第2条第2項に規定する経過措置の期間に適用される自動車特定整備事業に相当する事業を営んでいる者の当該事業の範囲については、改正省令第4条に規定されているところであるが、当該事業の営行われているか否かについては、構内外

注（「電子制御装置点検整備に係る構内外注及び外注の取扱いについて」（令和2年2月6日付け国自整第279号）で定義するものをいう。以下同じ。）した場合と同様に、自らの管理の下、他の事業者の作業員が行う作業も含むが、自らの管理下になく、他の事業者に委託していた作業（いわゆる外注）については、当該事業に含まれない。

3. 改正法による改正前の道路運送車両法の規定による認証を受けて自動車分解整備事業を営んでいる者のうち、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（昭和42年運輸省令第27号。以下「昭和42年改正省令」という。）附則の規定により作業場の規模の基準について改正前の同規則の適用を受けている者であって、電子制御装置整備（改正省令第3条に規定するものをいう。）を対象とする整備の種類とした認証を受ける際において、電子制御装置点検整備作業場の設置に関し、離れた電子制御装置点検整備作業場の取扱い（「自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」平成14年7月1日付け、国自整第63号）第1節中、「3.」に規定するものをいう。）による場合、かつ、現に認証を受けている事業場の所在地に変更がない場合にあっては、昭和42年改正省令附則中「事業場の位置の変更」には該当しないものとして扱って差し支えないこととする。

4. 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の要件は、改正省令第62条の2の2第1項第7号により定められたところであるが、改正法による改正前の道路運送車両法の規定による認証を受けて自動車分解整備事業を営んでいる者のうち、電子制御装置整備（改正省令第3条に規定するものをいう。）を対象とする整備の種類とした認証を受けた際に、当該整備主任者の要件を満たさなくなる者について、新たな選任等に係る手続きが必要になるが、次に掲げる要件を満たす場合には、この手続きを令和3年3月31日まで猶予することとして差し支えない。

また、手続きを猶予した施行日において現に改正前の道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第5号に規定する整備主任者にあっては、施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えていない自動車に限り、整備主任者に係る業務のみ行えるものとする。

なお、令和3年3月31日までに必要な手続きを完了しない場合にあっては、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて（平成18年3月2日付け国自整第127号）別表1違反事項欄中、「変更の未届出」に該当することを申し添える。

- ① 少なくとも1人は、改正省令第62条の2の2第1項第7号の要件を満たす者を選任すること
- ② 選任等に係る手続きは令和3年3月31日までにを行うこと
- ③ ②に係る手続きを猶予する予定の者は、電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習の受講計画を管理し、その計画を提出すること

5. 改正省令附則第5条において、道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和44年法律第68号）附則第2条第4項及び道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年運輸省令第67号）附則第2項の規定により旧施行規則第62条の2の2第1項第5号に規定する整備主任者とみなされている者であって、施行日以後引き続き当該事業場の従業員である者のうち、施行規則第62条の2の2第7号による運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者にあつては、同規則第57条第7号中、講習を修了した者とみなして差し支えない。

別添

国自整第277号の2
令和2年2月6日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第6号）
の施行に伴う解釈について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっています。

これに伴い、今般、標記通達について新たに制定した旨を別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本取り扱いに関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。